

雇用保険法逐条解説テキスト

弁護士 酒井 廣 幸

平成 28 年 3 月改正（一部を除き、平成 29・1・1 から施行）

①従来の「高年齢雇用継続被保険者」の制度が廃止され、65 才以降に雇用された者についても、雇用保険を適用し、離職して求職活動をする場合には、その都度高年齢求職者給付金を支給（支給要件・内容は現行と同様。年金と併給可能）、②育児休業給付、介護休業給付、教育訓練給付等に就いても、65 才以上の者の者も対象、③現行 64 才以上の者は雇用保険料が免除されていたが、これを廃止して原則どおり徴収する（平成 31 年度分までの経過措置有り）、④雇用保険率のうち失業等給付にかかる率を 1000 分の 2 引き下げる、⑤再就職手当の引き上げ（残日数 3 分の 1 以上の場合 50%→60%、残日数 3 分の 2 以上の場合 60%→70%）、⑥「広域求職活動費」から「求職活動支援費」に名称を変更し、遠隔地の要件を往復 300 キロから 200 キロに緩和。また、求職活動に際して子どもの一時預かりサービスを利用した場合は、面接 15 日分までの利用費について 8 割を支給、職業訓練や教育訓練を受ける際には、訓練 60 日分を限度に利用費の 8 割を支給、⑧育児休業給付・介護休業給付の範囲拡充。

平成 29 年 3 月改正

①リーマンショック時に創設した暫定措置の終了し、雇用情勢が悪い地域に居住する者の給付日数を 60 日間延長する暫定措置を 5 年間実施する、②倒産・解雇等により離職した 30 才以上 45 才未満で、被保険者期間が 1 年以上 5 年未満の者の所定給付日数を引き上げる（35 才未満は 90 日→120 日、45 才未満は 90 日→150 日）、③賃金日額の上限・下限額の引き上げ（平成 29・8・1 施行）、④「専門実践教育訓練給付」の給付率を最大 60%→70%に引き上げ（平成 30・1・1 施行）、年間上限額を 32 万円→40 万円、⑤45 才未満の若年離職者に支給される「教育訓練支援給付金」の支給額を、基本手当の 50%→80%引き上げ。⑥原則の保険料率を 1000 分の 12 から 1000 分の 10 に引き下げ、雇用保険率を 3 年間（平成 29 年～31 年）に限り 1000 分の 6 に引き下げ、⑦国庫負担を 3 年間に限り本来負担すべき額の 55%→10%とする、⑧雇用保険 2 事業の理念として労働生産性の向上に資するものとなるよう行われることを明記、⑨育児休業期間を最長 1 年 6 か月から 2 年に延長し、これに伴い育児休業給付の支給期間を延長、⑩職業紹介事業者などの紹介により就職する者も移転費の対象に追加（平成 30・1・1 施行）。

I 総則

第 1 総則

雇用保険法の制度趣旨

雇用保険法は、どのような法律ですか？

憲法27条1項前段は、「全て国民は勤労の権利を有し」と規定しています。この勤労の権利は、国に2つの政策義務を課しています。第1に労働者が自己の能力と適正を活かした労働の機会を得られるように労働市場の体制を整える義務です。第2に労働の機会を得られない労働者に対し生活を保障する義務です。雇用保険法はこの第2の義務に対応するものとして立法されたものです。昭和22年に創設された失業保険法が出発ですが、失業の予防、就職の促進等（いわば事前的・積極的な雇用対策）に対応すべく、昭和50年に全面的に改正され雇用保険法になりました。

* プラス 雇用保険の保険事故

雇用保険法1条には、次の3つの事由が保険事故として明記されています。

労働者の失業(4条3項)

雇用継続困難

職業に関する教育訓練の受講

1条 目的

雇用保険は、**失業した場合・雇用の継続が困難**となる事由が生じた場合に**必要な給付**を行うほか、**自ら職業の関する職業訓練**を受けた場合に**必要な給付**を行うことにより、労働者の**生活及び雇用の安定**を図るとともに、求職活動を容易にする等その**就職を促進**し、あわせて、労働者の**職業の安定**に資するため、**失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力開発及び向上**その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。

目的は、①保険事故発生による必要な給付に基づく失業による生活・雇用の安定、②再就職の促進、③失業の予防・雇用状態の是正・雇用機会の増大、④労働者の能力の開発・向上、⑤その他労働者の福祉の増進です。失業者に対する生活保障と並んで、積極的雇用政策も重要な柱となっています。

* プラス 「雇用の安定」と「職業の安定」

雇用の安定は、労働者が雇用されている事業において地位・身分が安定することの意味で使われることが多く、職業の安定は、転職などを前提として、労働者の生涯にわたる職業生活が安定することの意味で使われることが多い。

2条1項 保険者

雇用保険は、政府が管掌する。

管掌するとは経営の主体になることを意味します。雇用保険の地方における行政機関は、都道府県労働局（保険料の徴収・収納などを行う）と公共職業安定所（適用及び給付事務を行う）です。ちなみに、雇用保険の保険関係は、保険者である政府と事業主との間に成立し、事業主に雇用されている労働者は被保険者という関係にあります。個々の被保険者である労働者と政府との間に保険関係が成立するのではないことに注意して下さい。そして、保険関係の成立・消滅については、労働保険の保険料の徴収等に関する